

審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者で、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人の常勤役員及び個人事業主を含む)について記入します。

※主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は技能者には該当しません。

※事前に(公財)青森県建設技術センターで、記載した技能者の常勤性等について確認を受けてください。

許可番号	02-099999
申請者	(株)青森建設(用紙A4)

審査基準日の3年前より以前に、レベル4の判定を受けた場合は、○を記入。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
3	建設 三郎	S62.1.1	2021/7/12	○	
4	土木 四郎	S49.10.1	2018/1/30		○
1	東青 一平	H5.6.1	2021/7/25	○	
2	西北 四平	S62.5.7			
1	中南 二平	S59.11.8	2021/4/2	○	
2	三八 三平	S50.8.20			
合計	6(人)			3(人)	1(人)

技術職員名簿掲載者

CPD単位を取得した技術者名簿掲載者

以下の順番で記入してください。

- ①技術職員名簿にも掲載されている者を生年月日順に記入。  
※通番は、技術職員名簿と同一番号を記入。
- ②CPD単位を取得した技術者名簿にも掲載されている者を生年月日順に記入。  
※通番は、CPD単位を取得した技術者名簿と同一番号を記入。
- ③①及び②に該当しない者を生年月日順に記入。  
※通番は、1から順に記入。

※レベル判定の有無に関わらず、技能者に該当する方は全員記入してください。

審査基準日以前に受けた、最新の評価の評価年月日を記入。

審査基準日以前3年間に、レベルが1以上アップし、レベル2以上になった場合は、○を記入。

※評価なしの方が、レベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上には該当しません。  
※レベル判定を受けていない方は、レベル1として審査します。

項番50「技能者数」と一致します。

項番50「技能レベル向上者数」と一致します。

項番50「控除対象者数」と一致します。

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの確認済印が無い場合は受付できません。

